

SMBC (CHINA) NEWS



2019年4月24日

財政部・税務総局・税関総署、増値税の減税関連政策を公布

財政部・税務総局・税関総署は2019年3月20日付で、「増値税改革関連政策の深化に関する公告」（財政部・税務総局・税関総署公告2019年第39号、以下「本公告」）を共同で公布し、増値税率の引き下げ、加算控除政策、期末控除未済額の税還付制度などの詳細を明確化しました。本公告は2019年4月1日より執行されています。

<本公告の概要>

1. 増値税率の引き下げ

本公告の規定に基づき、現行の16%・10%の税率は、13%・9%に変更されました。

本公告の実施後（2019年4月1日～）		
増 値 税 率	13% <ul style="list-style-type: none"> ● 貨物の販売または輸入（一部を除く） ● 加工・修理・補修役務の提供 ● 有形動産リースサービス（ファイナンスリース・オペレーティングリース）の提供 	税率 16%→13%
	9% <ul style="list-style-type: none"> ● 以下の貨物の販売または輸入： 農産品（食糧を含む）、水道水、暖気、液化石油ガス、天然ガス、食用植物油、冷気、熱水、石炭ガス、住民用石炭製品、食塩、農業用機械、飼料、農薬、農業用フィルム、化学肥料、メタンガス、ジメチルエーテル、書籍、新聞、雑誌、AV製品、電子出版物 ● 基礎電信サービスの提供 ● 交通運輸サービス・郵便サービス・建築サービス等の提供 ● 不動産リースサービス（ファイナンスリース・オペレーティングリース）の提供 ● 土地使用権の譲渡 ● 不動産（建築物・構築物）の販売 	税率 10%→9%
	6% <ul style="list-style-type: none"> ● 付加価値電信サービスの提供 ● 金融サービス（貸付サービス・保険サービス等）の提供 ● 現代サービス（情報技術サービス・鑑定証明コンサルティングサービス等）の提供 ● 生活サービス（文化スポーツサービス・教育医療サービス等）の提供 ● 無形資産（技術・商標・著作権等）の販売 	
	0% <ul style="list-style-type: none"> ● 国際運輸サービスの提供 ● 宇宙運輸サービスの提供 ● 国外単位に提供する国外で完全に消費される関連サービス 	

SMBC (CHINA) NEWS



2. 輸出還付率・控除率の調整

本公告は、輸出貨物/役務の輸出還付率、農産品の仕入れに係る控除率などの調整を行いました。

対象項目	従前	4/1～
(輸出還付率) 従来、税率・還付率が16%の輸出貨物・役務	16%	13%
(輸出還付率) 従来、税率・還付率が10%の輸出貨物・クロスボーダー課税行為	10%	9%
(控除率) 農産品仕入れの控除率	10%	9%
(控除率) 税率13%の貨物の生産・委託加工目的の農産品仕入れ	-	10%

3. 仕入税額控除の調整

本公告は、増値税の仕入税額控除に関して、以下の緩和政策を規定しています。

- ◆ 不動産取得/不動産建設工事の仕入税額に対する2年の分割控除を取消
 - 上記に基づき控除が完了していない従前の控除未済仕入税額は、2019年4月の税金所属期より売上税額から一括で控除可能
- ◆ 国内旅客運輸サービス購入について、売上税額から仕入税額を控除可能
 - 納税者が増値税専用発票以外の証憑を取得する場合、下記の通り仕入税額を確定

分類	仕入税額
増値税電子普通発票	発票上の税額
航空運輸電子チケット [※]	$(\text{チケットの金額} + \text{燃油サーチャージ}) \div (1 + 9\%) \times 9\%$
鉄道チケット [※]	$\text{額面価格} \div (1 + 9\%) \times 9\%$
道路・水路などのその他チケット [※]	$\text{額面価格} \div (1 + 3\%) \times 3\%$

※ チケット上に旅客の身分情報が明記されていること

4. 一部サービス業向けの加算控除政策

本公告は、一部サービス業向けに仕入税額に加算控除政策を規定しています。

- ◆ 「生産・生活性サービス業の納税者」は、当期の控除可能仕入税額に10%を加算し、納税額から控除可能（2019年4月1日～2021年12月31日）
 - 生産・生活性サービス業の納税者とは、郵政サービス・電信サービス・現代サービス・生活サービスの4種のサービス業
 - 上記のサービス提供による売上額の全売上額に占める割合が50%超の納税者が対象

SMBC (CHINA) NEWS



5. 控除未済税額の税還付制度

本公告は、2019年4月1日より増値税の期末控除未済税額の税還付制度を試行することを規定しました。

- ◆ 以下の全条件に合致する納税者は、主管税務機関に増加分の控除未済税額の還付を申請可能
 - 2019年4月の税金所属期より、連続する6ヶ月（四半期毎の納税の場合、連続する2回の四半期）の増加分の控除未済税額がいずれも>0、かつ6ヶ月目の増加分の控除未済税額が50万円を下回らないこと
 - 納税信用等级がA級またはB級であること
 - 税還付申請前の36ヶ月に控除未済税還付・輸出税還付の騙取または増値税専用発票の虚偽発行の状況が発生していないこと
 - 税還付申請前の36ヶ月に脱税により税務機関から2回以上処罰を受けていないこと
 - 2019年4月1日以降、徴収時の即時還付・事前徴収後日返金（還付）政策を享受していないこと
- ◆ 増加分の控除未済税額の定義
 - 2019年3月末と比較して新たに増加した期末控除未済税額
- ◆ 還付対象となる増加分の控除未済税額
 - 増加分の控除未済税額×仕入税額構成比率×60%

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階 TEL：86-(21)-3860-9000
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階 1、12、13号 TEL：86-(21)-2219-8000
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心15階15T21室 TEL：86-(21)-2067-0200
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室 TEL：86-(24)-3128-7000
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室 TEL：86-(10)-5920-4500
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階 TEL：86-(22)-2330-667
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層 TEL：86-(22)-6622-6677
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階 TEL：86-(512)-6606-6500
 蘇州工業園出張所：江蘇省蘇州工業園蘇州大道西2号 國際大廈16楼 TEL：86-(512)-6288-5018
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大廈8楼 TEL：86-(512)-5235-5553
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室 TEL：86-(512)-3687-0588
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階 TEL：86-(571)-2889-1111
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話 TEL：86-(20)3819-1888
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層 TEL：86-(755)-2383-0980
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号 TEL：86-(23)-8812-5300
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大廈4楼-A室 TEL：86-(411)-3905-8500